

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 渋谷 治香
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	令和3年4月7日
【提出日】	令和3年9月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	フリー株式会社
証券コード	4478
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ディーシーエム・インターナショナル・シックス・リミテッド (DCM INTERNATIONAL VI, LTD.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、 ウィロウ・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービス・リミ テッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成20年9月12日
代表者氏名	マシューC.ボナー (Matthew C. Bonner)
代表者役職	アシスタント・セクレタリー兼授権署名者 (Assistant Secretary & Authorised Signatory)
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 齋藤 崇
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,732,487
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,732,487
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,732,487
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年4月7日現在)	V	54,327,438
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.03
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.51

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年4月7日	普通株式	303,600	0.56	市場外	処分	8,002円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、ディーシーエム・シックス・エルピー（DCM VI, L.P.）の業務執行組員（ジェネラル・パートナー）であるディーシーエム・インベストメント・マネジメント・シックス・エルピー（DCM Investment Management VI, L.P.）の業務執行組員（ジェネラル・パートナー）として、2,732,487株を保有しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	1,437,579
上記（Y）の内訳	ディーシーエム・シックス・エルピー（DCM VI, L.P.）からの投資は、当該L.P.への出資金に基づくものです。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,437,579

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地